

次のとおり公共測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年10月17日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 測量機関
静岡県
- 2 作業の種類
公共測量（現地測量）
- 3 作業期間
令和7年10月10日から令和8年3月31日まで
- 4 作業地域
賀茂郡南伊豆町湊及び手石